

懲戒処分の公表

令和6年6月27日

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者
上下水道局長 木和田 治伸

下記のとおり懲戒処分を行ったので、「豊橋市職員の懲戒処分の公表基準」に基づき公表します。

所属の部局	上下水道局
職種又は職務の級	主任技師
年齢	30歳代
性別	男
処分内容	戒告
処分理由（事案概要）	
（概要） 令和6年1月28日（日）午後8時10分頃、私用のため運転中、市内下地町の路外施設駐車場から歩道を横断して道路に左折して進出するため出入口付近で一時停止後発進する際、右方の安全確認に気を取られ、左方を十分注視せず左折進行したため、歩道を左方から直進してきた相手方自転車と衝突し、相手方に怪我を負わせた。	
（処分理由） 地方公務員法第29条第1項第1号「法律等に違反した場合」及び第3号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」に該当。 地方公務員法第33条「信用失墜行為の禁止」違反。	
処分年月日	令和6年6月27日